

平成23年4月4日  
東総広域水道企業団  
電話 0478-86-3821

東総広域水道企業団水道水における放射線量の測定結果について(第10報)

東総広域水道企業団において、4月3日に採水した浄水の放射性ヨウ素 ( $^{131}\text{I}$ ) の測定結果(速報値)は、厚生労働省が示した乳児による水道水の摂取を控える指標である100ベクレル/kgを下回り、摂取しても健康に影響を与えない結果となりました。

なお、今後も引き続き水道水の測定検査を行い、公表してまいります。

浄水場名	採水日	放射性ヨウ素 ( $^{131}\text{I}$ )	放射性セシウム		供給区域
			( $^{134}\text{Cs}$ )	( $^{137}\text{Cs}$ )	
笹川浄水場	4月3日	18Bq/kg	不検出	不検出	銚子市、旭市、東庄町

※・原子力安全委員会が定めた飲食物摂取制限に関する指標値

放射性ヨウ素(飲料水) 300Bq(ベクレル)/kg

放射性セシウム(飲料水) 200Bq/kg

・食品衛生法に基づく暫定的な指標値

放射性ヨウ素が100Bq/kgを超えるものは、乳児用調整粉乳及び直接飲用に供する乳に使用しない。